

自然と共生するまちづくりに関する条例の概要と背景

背景

- ・貴重野生生物種の保護を含めた生物多様性の保全
- ・外来種を含めた移入種対策

- ・緑の基本計画に基づく緑の保全に関する施策の推進

生物多様性の保全と緑化の推進を含めた自然環境の保全と創造に関する条例制定の必要性

総則

目的

自然環境の保全に関する必要事項を定めることにより、生物多様性の保全を図るとともに、自然と共生するまちづくりを進める。

- ・定義
- ・市の責務
- ・事業者の責務
- ・市民の責務
- ・協働による取組の推進
- ・国及び県等との連携

条例の主要な施策

生物多様性の保全に関する施策

- ・生物多様性の保全に係る取組
- ・野生生物の生息環境又は生育環境の保全及び創造
- ・生物多様性の保全に配慮した貴重な野生生物の保護
- ・生態系に配慮した移入種対策
- ・保護地区の指定
- ・準用
- ・標識の設置
- ・保護地区に係る行為の制限等
- ・違反者に対する措置
- ・生物保護地区における行為の制限
- ・違反者に対する措置
- ・立入制限地区
- ・準用

緑の保全に関する施策

- ・緑の基本計画との整合
- ・地域の特性に配慮した緑化の促進
- ・保護樹木等の指定
- ・準用
- ・標識の設置
- ・保護樹木等に係る行為の制限等
- ・違反者に対する措置
- ・保護樹木等に係る届出
- ・保護樹木等の保全義務

水辺環境の保全

- ・多様な水辺の保全と活用
- ・海浜の保全

下線部は環境保全条例からの継承項目

雑則

- ・協定
- ・助成
- ・立入調査等
- ・委任

罰則

- ・罰則
- ・両罰規定